

【利用者負担額等一覧表】

(単位：円)

階層区分		利用者負担額（月額） ＜年齢区分＞4/1 付 3歳未満児		＜年齢区分＞ 4/1 付 3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	給食費等
①	生活保護世帯	0	0	利用者負担額は無償です。 ただし、給食費等については有償です。 ※世帯の該当条件によっては、給食費のうち副食費については免除となります。
②－1	市町村民税非課税世帯のうち ※要保護者等世帯	0	0	
②－2	市町村民税非課税世帯のうち ※要保護者等世帯以外	0	0	
③－1	均等割のみ課税世帯。所得割 課税世帯 25,000 円未満	9,000	8,000	
③－2	所得割課税世帯 25,000 円 以上 48,600 円未満	10,500	9,500	
④－1	所得割課税世帯 48,600 円 以上 72,800 円未満	19,500	17,500	
④－2	所得割課税世帯 72,800 円 以上 97,000 円未満	21,000	19,000	
⑤－1	所得割課税世帯 97,000 円 以上 133,000 円未満	32,000	28,500	
⑤－2	所得割課税世帯 133,000 円 以上 169,000 円未満	33,000	29,500	
⑥－1	所得割課税世帯 169,000 円 以上 235,000 円未満	41,500	37,000	
⑥－2	所得割課税世帯 235,000 円 以上 301,000 円未満	42,500	38,000	
⑦－1	所得割課税世帯 301,000 円 以上 349,000 円未満	49,500	44,200	
⑦－2	所得割課税世帯 349,000 円 以上 397,000 円未満	49,500	44,200	
⑧	所得割課税世帯 397,000 円 以上	49,500	44,200	

【利用者負担軽減について】

＜多子軽減＞

保育園・認定こども園（保育園部）の場合は**在園している就学前児童を多子軽減対象児童**とし、最年長者を第1子と数えます。

利用者負担額については、多子軽減対象児童のうち、在園する児童が第2子の場合は該当金額の半額、第3子以降の場合は無料となります。

＜多子軽減の特例：利用者負担額のみ＞

所得割課税額 57,699 円以下（階層区分④－1 の一部まで）の世帯につきましては、上記の例外として、多子軽減の対象となる兄弟の年齢制限はありません。

＜要保護者等世帯の特例：利用者負担額のみ＞

- ・要保護者等世帯で階層区分「③－1」又は「③－2」に該当する場合は、表示した利用者負担額から 1,000 円減額し、さらに半額となります。
- ・要保護者等世帯で階層区分「④－1」と「④－2のうち所得割課税額 77,100 円以下」に該当する場合は、第1子半額からさらに 4,000 円減額となります。
- ・要保護者等世帯で階層区分「③－1」から「④－2のうち所得割課税額 77,100 円以下」に該当する場合で、多子軽減対象児童のうち第2子以降は無料となります。

※要保護者等世帯で利用者負担等の軽減対象に該当する場合（均等割のみ課税世帯～所得割課税額 77,100 円世帯）は、利用者負担額減額申請書（毎年度1回）を提出してください。

【口座振替について】

振替日は毎月 26 日頃（振替日が休日の場合は、翌営業日）とし、振替不能の場合は、翌月 10 日頃を再振替日（再振替日が休日の場合は、翌営業日）とします。それ以降は督促状を発行します。

※ 私立こども園の利用者負担額および副食費については、直接施設に納付していただきます。納付方法については、施設にご確認ください。

※ 私立保育園の0歳児～2歳児の利用者負担額（保育料）については、上記のとおり菰野町に納付していただきますが、3歳児～5歳児の給食費については直接施設に納付していただきます。納付方法については、施設にご確認ください。